

補助対象者

下記の①～④いずれかに該当すること、⑤と⑥いずれも該当することが必要です。

- ①法人（マンション管理組合法人を含む）
- ②個人（共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者等）
- ③法人格をもたない管理組合
- ④上記①～③のいずれかから許諾を受け、補助対象設備を設置し、所有するリース事業者、カーシェアリング事業者等
- ⑤安城市税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員ではないこと、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

補助対象設備

補助対象設備は、下記の①～④すべてに該当することが必要です。

- ①基礎充電（車両の保管場所で行う充電のこと）のため、集合住宅に属する駐車場に設置する設備であること
- ②当該集合住宅の居住者が使用する設備であること
- ③未使用の設備であること
- ④経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（経産省補助金）の対象設備であること

普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する1基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口

充電用コンセントスタンド

充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐(きょう)体

設置及び使用の条件

リースする目的で補助対象設備を設置する場合は、下記の①と②いずれも該当することが必要です。

- ①リース期間を5年以上設定すること
- ②リース料金の総額に補助金相当額を充当し、充当額に応じた割合を通常の貸与料金から減額して貸与料金を設定すること

補助対象経費

補助対象設備の購入費（消費税及び地方消費税を控除した額）
※工事費は対象経費に含まれません。



補助金交付額・補助上限基数

以下の①～③を比較して最も少ない額を1基当たりの交付額とします。

- ①1基当たりの補助対象経費に4分の1を乗じて得た額
- ②経産省補助金における補助対象充電設備型式一覧表から算出される充電設備の購入費に4分の1を乗じて得た額
- ③補助対象経費から経産省補助金、愛知県補助金及び他の補助金の額（いずれも1基当たり）を減じて得た額

補助上限額と補助上限基数は以下の表のとおりです。

	普通充電設備	充電用コンセント スタンド	充電用コンセント
補助上限額	17万5千円	5万5千円	3万5千円
補助上限基数	合計5基		集合住宅に属する駐車場の収容台数又は10基のいずれか少ない数